

保育ソーシャルワークの視点からの 「子育て支援コーディネーター」に関する研究 —資格・資質・養成を中心に—

伊藤 良高 (熊本学園大学)
桐原 誠 (湯出光明童園)
宮崎由紀子 (西日本教育医療専門学校)
香崎智郁代 (熊本学園大学大学院博士課程)
永野 典詞 (中九州短期大学)

1. はじめに

今、国レベルにあっては、2012年8月に制定公布された「子ども・子育て関連3法」(正式名称は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律)に基づき、既存の教育・保育制度の再編成を根幹とする子ども・子育ての総合的な支援体制の構築に向けて様々な施策が検討され、その一部については、すでに前倒し実施されつつある。

そのなかで、重要な基本的な考え方及び具体的な施策の1つとして、「地域における子ども・子育て支援の充実(地域子育て支援拠点など)」が挙げられる。すなわち、例えば、成立した「子ども・子育て支援法」第59条において、市町村が同法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って行う「地域子ども・子育て支援事業」として、①子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに

に、関係機関との連絡調整その他内閣府で定める便宜の提供を総合的に行う事業(利用者支援)や、②児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、③児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、④児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業など、全部で13の事業が法定化されている。同法は、一部の規定を除き、消費税が10%に引き上げられる2015年10月1日から2016年4月1日までに政令で定める日から施行される予定になっているが(附則第1条)、それまでの間の施策として、「社会保障・税一体改革大綱」(2012年2月閣議決定)に基づき、内閣府「子ども・子育てビジョン」(2010年1月閣議決定)で示されている、地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実策の1つとして、地域子育て支援拠点の設置促進や子育て支援総合コーディネーターなどの施策に取り組み、多様なネットワークで子育て力のある地域社会を構築するとしている。

ところで、ここでいう「子育て支援総合コーディネーター」とは、子育て家庭が円滑に地域の子育て支援サービスを利用できるようにするため、2003年に実施された「子育て支援総合コーディネーター事業」を契機に創設されたものであるが、近年にあっては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に係る議論の過程で、「子育て支援コーディネーター」と呼称(以下、本稿では、「子育て支援コーディネーター」という名称を使用)されるとともに¹⁾、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実が課題として提起されている。

このように、今日再び、子育て支援の拠点やネットワークの充実に向けて、「利用者支援」をキーワードに「子育て支援コーディネーター」の役割・機能が注目されるに至っているが、幾つかの先駆的な研究²⁾を除き、それがいかなる存在であり、どうあるべきかについて、理論的、実践的に十分に検討されてきたかといえれば必ずしもそうとはいえない。

本稿は、保育とソーシャルワークの学際的領域としての「保育ソーシャルワーク」³⁾の視点から、地域子育て支援におけるキーパーソンとしての子育て支援コーディネーターのあり方について、これまでの自治体における施策動向や関係

団体における取り組み状況を踏まえながら、資格、資質、養成を中心に、総合的に検討することにしたい。

2. 「子育て支援コーディネーター」をめぐる施策と実践動向

子育て支援を必要とする子育て家庭がそのサービスにうまくとりつけない問題を解決するために実施されているものが、子育て支援総合コーディネーター事業である。

同事業に係る近年の子育て支援施策の動向について概観してみると、まず、その嚆矢となったものは、1989年に創設された「保育所地域活動事業」であった。そこでは、保育所による地域の子育て家庭への育児相談や育児講座等が行われたが、これ以降、子どもの十全な育ちに係る様々な問題に対応していくために、保育所は地域のなかに身近に存在する児童福祉施設として、地域活動としての子育て支援（以下、地域子育て支援と略）という役割が求められるようになった。そして、1993年には、より積極的に地域のすべての子育て家庭を支援することをめざして、「保育所等地域子育てモデル事業」が創設された。ここでは、市町村長が支援活動の中心となる保育所を指定したうえで、以下の3つの事業にモデル的に取り組むこととされた。すなわち、①子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、②子育てサークルの育成・支援、③地域の保育需要に応じた特別保育事業の積極的な実施、である。

さらに、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、1994年に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) が策定され、保育サービスを中心に子育て支援施策が拡充されていくこととなった。具体的には、①子育てと仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、などである。上記モデル事業は、1995年には「地域子育て支援センター事業」と改称され一般事業化されたが、こうした動きは、保育者である保母に保護者支援・地域子育て支援という新たな役割を要

請するものであった。1998年に保母は保育士へと名称変更され、さらに2001年には資格が法定化(国家資格化)されたうえで、その役割も、従前までの「児童の保育」というケアワークに加えて、「児童の保護者に対する保育に関する指導」というソーシャルワークをベースとした保護者支援・地域子育て支援が求められるようになった(第18条の4)。また、保育所に対しても、「乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」(第48条の3)と規定され、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域住民に対する子育ての情報提供や相談・助言に取り組むこととされた。こうした動きのなかで、先駆的な保育所を中心にソーシャルワーク的实践も広がりを見せていくが、保護者支援・地域子育て支援という新たな福祉課題は保育士の専門性を超える部分も少なくなく、他方では戸惑いも見られた。すなわち、何をどうすることが支援なのか不明確なまま子育て支援する、といった状態であったのである。

2003年には、子育て支援総合コーディネーター事業が創設され、ケースマネジメント機能を果たすものとして、子育て支援総合コーディネーターが位置づけられた。ここでいうケースマネジメントとは、複数の機関が長期にわたって連携しながら援助を行う場合、常に最善の援助体制が確保されるよう事例の進捗状況を客観的に把握し、必要に応じて援助の実施体制や援助方法などについて調整をおこなう活動であり、具体的には、インテーク、アセスメント、プランニング、介入、モニタリング、評価、再計画といった一連のプロセスを遂行しながら子どもや家族を支援していくことを指しているが、子育て支援総合コーディネーターの配置基準や資格要件等は定められず、また、その養成及び研修も不十分であったため、ケースマネジメントを確実にできる人材を確保することは難しかった。そのため、平田が指摘するように、「子育て支援総合コーディネート機能は、ケースマネジメント機能から情報提供機能へと援助技術機能が簡単なものとなって」⁴⁾ いったのである。その後、同事業は、2005年度から市町村業務となり、子育て支援コーディネーターとしてどのような専門性を持った人材を採用するかは、実施主体である市町村の判断に委ねられることになった。

また、2009年には、親の子育てを支援するコーディネーターや地域の子育て支援事業に参画する人を養成するため、次世代育成支援人材養成事業が創設された。具体的には、地域の様々な次世代育成支援の取組みを把握し親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす人や、地域の子育て支援事業の担い手となる人に、必要な理解や知識などを得るための研修を実施するというものである。さらに、2010年に策定された「子ども・子育てビジョン」では、「子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります」と記され、施策拡充の必要性と重要性が明示されている。

最近の動きとして注目されるのは、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度と略)である。同制度は、当初、「子ども・子育て新システム」と呼ばれ、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現をめざし、利用者本位を基本として、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを社会全体で提供していくことが謳われた。その基本方針を子育て家庭から見れば、多種多様なサービスが存在するなか、保護者の情報収集能力やサービス利用能力などにより、支援を受けにくい状況が生まれる可能性もあった。そのため、地域子育て支援事業として地域の子育て資源に精通した子育て支援コーディネーターを配置し、市町村による利用支援の体制づくりを行っていくことが構想された。しかし、システム全体として、保育・子育て支援の責任を地方へ移譲することに伴う国の責任の縮減や、予算配分を地方に委ねてしまうことによるサービスの質の低下、さらには、民間企業参入による保育の質の低下などが懸念され、自治体・保育関係者などから強い批判や反対を受けた。

法律制定の過程として、まず、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下、整備法案と略)が2012年3月30日に国会に提出された。同法案は、2012年6月に民主党・自民党・公明党の3党による修正協議が始まり、消費税を社会保障の目的税とすることを前提に大幅な修正がなされた。主な

内容は、①「総合こども園法案」は撤回し、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正法とする、②「子ども・子育て支援法案」については、市町村の確認を得た施設・事業について財政支援を行うことや、民間保育所については現行通り、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も行う、③「整備法案」については、児童福祉法第24条等について、保育所の保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする、などであった。「子ども・子育て支援法案」の修正案として、「利用者支援」に関して、第59条第1項において、「子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う」ことが明記された。また、併せて、「整備法案」に基づく児童福祉法一部改正法案として、第21条の9において、支援対象事業として、従前からの「一時預かり事業」に、新たに「病児保育事業及び子育て援助活動支援事業」が追記された。さらに、同第21条の11において、市町村が子育て事業に関して、情報の収集及び提供を行うとともに、保護者からの利用の相談並びに助言を行うことが盛り込まれた。上記法案は、紆余曲折を経て、2012年6月26日に衆議院本会議で、また、8月10日に参議院本会議で可決され、成立した。

この「子ども・子育て関連3法」について、子ども・子育て家庭本位という観点から、以下、2つの問題点を指摘することができる。すなわち、1つは、新制度にあっては、国から、子ども・子育て支援給付（児童手当、施設型給付、地域型保育給付）及び地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診）の財源が包括交付金として自治体に支給されることになるが、自治体ごとに財源の配分割合が異なってくるということである。自治体によっ

て、一律の事業方針ではないことから、首長等の判断により、これまで実施されてきた事業の後退も考えられる。そして、2つは、新制度にあっては、事業の内容についても、自治体間あるいは自治体内部において、保育・子育て支援サービスのアンバランスが生じるということである。例えば、少子化が急速に進行する「限界集落」では、そこに住む子どもや子育て家庭に必要なサービスが提供されなくなる可能性がある。このように、「子ども・子育て支援」といいながら、地域におけるすべての子どもと子育て家族に良質な育成環境が提供されない事態も想定されるのである。

子育て家族の置かれている現状として、各市町村において様々な保育・子育て支援サービスが実施され、利用者が身近で気軽に相談できる機関や施設が整いつつあるものの、実際に子育てに問題を抱えていても、それを問題として認識しない親は来談しないことが多く、深刻な事態になる場合がある。加えて、インターネット上のホームページや育児情報雑誌、相談機関や団体の情報誌等をはじめ、子育てに関する情報が氾濫しており、地域や個人によって情報の偏りが見られる。こうしたなかで、利用者は子育て情報を取捨選択するのであるが、「どこに相談したらよいのか」、「具体的なサービス内容がどのようなものか」など、情報を把握する手段が多岐にわたっているため、かえって的確な情報を得られにくい状況にあり、自分の抱える問題に相応しい機関の窓口へとたどり着くことは極めて難しい。こうした状況を踏まえ、子育て支援コーディネーターは、自分から相談できない利用者に対して、地域で孤立する子どもや家庭の存在を顕在化させて早期に対応し、必要な機関や施設の相談員への情報提供をはじめとする相談機関への積極的な働きかけによって、利用者と社会資源を繋ぐ橋渡し機能を担う役割が求められる、といえよう。

3. 熊本県における子育て支援コーディネーター養成講座

ここでは、熊本県における養成講座を取り上げ検討する。熊本県で養成講座が始まったのは、子育て支援総合コーディネーター事業が創設された2003年であ

る。その取組み時期は他県と比較してみても早く、熊本県の子育て支援に対する意識の高さが窺える。2003年度の講座は、市町村における子ども・家庭を取り巻く環境を総合的に理解し、家庭全体を視野に入れたケースマネジメント、利用援助及び情報提供を行う人材の養成が目的であった⁵⁾。そして受講要件は、①市町村の保健師あるいは、②地域子育て支援センターの担当者等で、子育てに関する相談等の業務についての知識と3年程度の実務経験を有する者であり、親子の現状や子育て支援の課題、ソーシャルワーク等の講義を座学で受講するという形態がとられていた。つまり、そこでは子育て支援に深く関わっているとされる保健師やセンター職員、及びそれに準ずるものがコーディネーターとしての資格要件であったと考えられる。そして、それらの資格保持者が子育て支援に関する知識、並びにソーシャルワークの知識等を学ぶことにより、子育て支援の技術を深めるものとなっていたことが窺える。しかし、その後2006年度以降、講座内容は子育て支援の現場を訪問するという実習方式へと転換し、資格要件は前述した保健師やセンター職員以外にも大きく拡大された。その背景には、ソーシャルワーク等についての講義をどのように現場で活かしていくことができるかわからないといった声や実際に現場で使える知識を得たいという受講者からの強い要望があったとされる⁶⁾。すなわち、子育て支援コーディネーター養成には、ケースマネジメントといったソーシャルワークの知識や理解が必要であるという行政側の意向と現場担当者の意識には大きな乖離があったことが推察できよう。そして、結果的には現場担当者の意見を受け入れるという形で、子育て支援コーディネーターに最も必要であるとされるケースマネジメント機能を実施していくという当初の目的は薄れていったのである。

養成講座自体は2003年から2009年まで実施され、280名が受講、修了したが、2013年現在においては、子育て支援コーディネーター事業そのものが廃止されている現状にある。また熊本県のみならず、他の自治体の養成講座でも、多くは子育てをめぐる現状についての知識を学ぶというものであり⁷⁾、資格要件は、該当市自治体在住者や要件自体がないものも見受けられた。

これは、ケースマネジメント機能を実施していくという目的の達成が難しいことから、徐々に実際の活動内容に即して目的が達成されやすいものに変化してきていると平田が指摘するように⁸⁾、子育て支援総合コーディネーター事業のなかで構想され、当初の目的であったケースマネジメント等を行うという目的は次第に薄れ、なくなってきている現状を示唆しているといえよう。

4. 地域子育て支援センター職員を対象としたインタビュー調査

前述したように、子育て支援コーディネーターの必要性についてはこれまで多く言及され、2003年以降、子育て支援コーディネーター養成講座と名を持つ講座・研修も多くの自治体で開催されている。また、昨今では、子育て支援コーディネーターと名を持つ職員が配置されている市町村や地域子育て支援拠点施設も多くなってきている。しかし、一方でその資格要件や講座内容、ならびに業務内容については未だ明確になっていないとされる。2008年の社会保障審議会少子化対策特別部会においても、「子育て支援総合コーディネーターの役割が必要だということは何年も前から言われているが、いまだ誰がどのように果たしていく仕組みにするかの案がない」と言及されており、その専門性については曖昧なままである⁹⁾。これまでの子育て支援総合コーディネーター事業を概観した平田は、子育て支援総合コーディネーター事業の目的が果たせていないのは適切な専門的知識を持った専門職がコーディネーターとして採用されていないことが問題であると示唆しているものの、その専門的知識がどのような内容かについては明確になっていない。そこで本調査では、現在子育て支援コーディネーター的業務を行っていると考えられる子育て支援センターの職員（以下、センター職員と略）を対象にインタビューを行い、それをもとにコーディネーターに必要とされる知識や技術とはいかなるものかを検討することを目的とする。

4-1. 調査対象者

本調査対象者は、熊本県内における地域子育て支援センター（以下、センターと略）において、その業務に主として携わっている職員であった。対象施設は10ヶ所（県北部地域3か所、県中央地域3か所、県南部地域1か所）であったが、施設の中で、担当業務が細かく分かれているケース（センターJ）もあり、調査対象者数は11名であった。センターの詳細を表4-1-1、調査対象者属性を表4-1-2に示す。

4-2. 倫理的配慮

調査対象者には、インタビューを行う前に研究の趣旨を説明し、目的や方法等について同意を得た。また、インタビュー内容の個人情報は保護されること、研究のみに使用されること、研究成果についての公表は個人を特定できる情報は公表されないことを説明した。

4-3. 調査方法

調査方法は、調査対象者への半構造化面接（インタビュー）であった。所要時間はいずれも約1時間であり、調査は、2012年8月から9月に行った。インタビューでは、センターの職員が現在、どのような業務内容を行っているのかについて、センターの事業内容とそれぞれの事業内容における職員の関わり方を中心に、自由に語ってもらった。調査担当者はインタビューガイドを準備し、センター職員の仕事内容をできるだけ幅広く聞き取れるように挿入質問を行った。内容は、調査対象者の承諾を得て、ICレコーダーに録音した。インタビュー内容は、逐語録としてデータ化しその後、各業務に必要とされている技術や知識と考えられるものを類型化し検討を行った。

4-4-1. 結果と考察

現在、センターでは①ひろばの提供、②情報提供、③相談援助、④サークル

表 4-1-1. 調査対象センターの属性 (N=10)

	運営主体	設置状況	設立	総数
A	民営	保育所併設	1994年	2名
B	民営	保育所併設	1993年	3名
C	公立	保育所併設	2000年	2名
D	公立	保育所併設	2004年	2名
E	民営	保育所併設	1998年	2名
F	民営	専用施設	1996年	3名
G	民営	保育所併設	2004年	2名
H	民営	専用施設	1999年	2名
I	民営	保育所併設	2007年	2名
J	公立	専用施設	2002年	5名

表 4-1-2. 調査対象者属性 (N=11)

	年齢	保育年数	勤務年数	勤務形態	資格	取得歴
a	50代	32年	18年	常勤	保	試験
b	50代	29年	19年	常勤	保	試験
c	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
d	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
e	40代	27年	13年	常勤	保・幼	短大
f	40代	19年	14年	非常勤	保・幼	短大
g	20代	8年	3年	常勤	保・幼	専修学校
h	50代	12年	6年	非常勤	保・幼	短大
i	20代	6年	4年	常勤	保・幼	短大
j1	50代	36年	1年	常勤	保・幼	専修学校
j2	30代	13年	5年	常勤	保・幼	専修学校

試験：保育士試験 保：保育士資格 幼：幼稚園免許

の支援、⑤地域支援活動の5つを行うことが必須とされている。そのため各セン

ターにおいて形態は異なるものの5つの業務を実施している現状にあった。今回得られたインタビューにおいて、各業務の実施に必要とされる知識や技術と考えられるものについて類型化を行い、検討を行った結果、次の4点が見出された。すなわち、第1に「保育に関する知識・技術」、第2に「利用者ニーズを的確に把握する技術」、第3に「必要に応じた情報提供を行う技術」、第4に「関係機関との連携を行う技術」である。以下に例を示しながら説明していく。

なお、文中（ ）内は、わかりやすいよう筆者が加筆したものである。

① 「保育に関する知識・技術」

<aさん>・・・ひろばはね、親子あそびが基本なんですよ、お母さんが楽(を)しにくるところではない、と私は思うんですよ。親が子どもとどうやって遊んでいいかっていうのを提供っていうか、ああ、こうやって遊べばいいんだって…。

<fさん>・・・(あそびの広場で)手遊びとか触れ合い遊びを豊富に持っているのは大事な。ひきつけるためには。それは保育園と同じ。あとは気さくに話せる、話しかけやすい雰囲気みたいな。ざっくばらんな。支援センターはお母さんも一緒なのでお母さんたちとのコミュニケーションは大事ですよ。でも保育園でも一緒。伝えるって、お母さんたちに自信を持たせるように話すっていう…。

<gさん>・・・子どもとの遊びかたがわからないって方も多いので、遊びを提供して、こういう遊びがあるよとかこうすれば子どもも1人で遊べますよって。お母さんたちが話すときもあるので、そのときは子どもと遊んで…。子どもの病気の知識とか障害とか、成長発達段階とか、食事とかそういうのは必ず頭の中に入れとかないといけないですよ。保育の中でわかっているのもそういうのをうまくつかってですね…。

<hさん>・・・やっぱり保育士としての専門性を問われますよね、年齢の発達に応じた遊びっていう専門性が問われますよね。…経験不足っていう、今のお母さんは子育ての経験、出産の前に子どもと接する経験をもった方って少ない、関わりかたをお母さんに教えたり、私たちが関わることでそれを見て学んでもらうみたいな…。

<j 1さん>・・・まあ子どもの成長発達を押さえた支援を心がけてはいますけど、子どもさんや親御さんにさりげなく関わるようにしています…。

上記から、あそびの広場の中で保護者とその子どもを前にしたとき、センター

担当者は保育のなかで培った知識や経験といった専門性を利用しながら対応していることが見て取れる。ひろばに来所する子どもの発達段階に応じた手遊びや触れ合い遊び等を通して対応し、保護者からの相談にも答えている様子が窺える。

②「利用者ニーズの把握」

さらに、ひろばでの対応を通して、保護者のニーズを把握しようとしている様子が窺える。次に一例を示す。

〈aさん〉（講座に関して）・・・お母さんたちにお尋ねして、一応どんなことを したいかなと聞きます、ただお母さんたちは経験したことしかいわないから、 これがよかったからこれしてくださいとかは言われるんですけど…。
〈dさん〉（サークルに関して）・・・〇〇サークルっていうのがあって手作りの好 きなママたちがあつまって 月1回のサークルなんですけど、その場所を借り るまでして、なんかしたいな～ってことでお母さんたちが…。センターを核に してここで集まって。ここでしませんか? って形で…。
〈iさん〉・・・（保護者のニーズに関して・・・）…会話のなかからとかサークル の中とかお母さんと話しているなかで、あれまた入れてくださいよ～とか、あれ よかったですよとか。うちは活動が終わったら必ず感想を書いてもらうんです けど、そこからの声とか…。

表明される保護者のニーズはセンターの事業内容に関するものであったり、各個人の希望であったり、と様々である。その多様なニーズをひろばでの会話や活動後の感想文等を通して、把握しようとする努力している様子が窺える。さらに、ここでいう「利用者」には保護者だけでなく子どもも含まれる。未就園という低年齢の子どもの利用が多いセンターで、親が子どものニーズをうまく把握できていない場合もみられる。

そうしたなか、例えば、センター担当者〈aさん〉が述べているように、保護者に伝わっていない子どものニーズを担当者が把握することでうまく保護者に伝えてあげるといった役割も果たしている様子が窺える。

〈aさん〉親子が遊んでますよね、でもうまい具合にかみ合わないっていう、なんとかかんとかでしょってお母さんがいいだす、それをなんとかして遊びたいんだよね、こう思っているかもしれないよってこどもの気持ちをうまい具合に伝えてあげるとか…

③「必要に応じた情報提供」

センター担当者は各自のニーズを把握した上で、必要に応じて情報提供を行っている。今回インタビューを行った全センターにおいて、内容について多少の差は見られるものの、子育て情報や地域の子育てに関する施設、イベント等の情報について提供（ホームページ・掲示板・通信等）を行っていた。さらに、通信としてだけでなくひろばでの利用者との関わりの中で、各親子に必要な情報提供を行っている様子が窺えた。以下に一例を示す。

〈aさん〉・・・来ている子どもが2歳児なんだけど、お母さんほとんど困っていて（相談があった）…ものすごく我が強いんですよ。…この時期こういう時期なんですよってわかっていただく、あの時期なんとか君もこうだったですよ…子どもを介して言ってあげる…

〈dさん〉・・・予防接種の質問とかが多いので、そういうのは必要だなって、赤ちゃんの身体の成長に合わせての遊びかとか、寝返りとか…

〈eさん〉・・・公園の遊具、あれすごいのできたね、いってみようかっていって遊んでみてここ危ないよってセンターの担当者はいうわけ…。この滑り台この子どもたちには無理よねっていうのを、してから大怪我してこの遊具撤去ってなるんじゃなく、お母さんたちに気づいてもらう…。

④「必要に応じた関係機関との連携」

何らかの問題を抱えた利用者に対して、その問題に応じてセンター担当者が各関係機関と連携しながら問題を解決していく取組がみられた。ほとんどのセンターがそれぞれの地域の保健センターで実施されている健康診査に参加していることや自治体関係者も交えた関係機関の会議等を通して、関係づくりを行っている。そのため、子どもの発達や親の悩み等の相談を受けた上で、専門機関との連携が必要とされた場合はお互いに連絡を取りながら対応している様子が窺える。以下に一例を示す。

〈aさん〉・・・健診で随時子どもさんをみながら、保健師さんからこのお母さんに援助してあげてください、声掛けしてそのお手伝いをしたり、それを在宅訪問につなげたり、ですね。…ここでも遊びに来られているお母さんでちょっと親子の関係とか子どもさんの成長に気になるところがあるというときには保健師さんに声をかけたり…。

〈bさん〉・・・ちょっと問題が大きかったりすると、保健センターの保健師さんに尋ねて、健診のときどうだったですかってみたいところで、ちょっといつてみましょうかになったときはこちらから保健師さんと一緒にですね…。

〈hさん〉・・・場合にもよるけど発達面で心配がある場合は保健センターと連携とってますので、保健センターに連絡して健診等々で専門の先生にみてもらう…。

以上のように、センター職員は遊びのひろばを提供しながら、保護者への対応を行っている。そのなかで生起するニーズ把握や必要な情報提供、必要な関係機関への連絡、連携といった事柄を実施しており、そのための知識や技術といったものが必要とされていると考えることができる。しかし、同時に業務を行う上での困難点、課題も存在する。次に、センター職員がどのような点を課題としているのか、その課題についてどのように考えているのか、例を挙げながら考察していく。

4-4-2. 結果と考察—現状の問題点と課題

まず、課題の1点目として「援助技術向上」の必要性がある。業務を実施していく上でセンター担当者は、主に保護者から様々な相談を受けている。今回の調査対象であるセンター担当者は全て保育士の資格を持ち、保育園に勤務していた経験を持つ人たちであった。保育士として保育に関する知識は持ちえているものの、相談の内容は多岐にわたり、必ずしも子どもに関することに限定されるわけではない。そのため、相談の受け方や各機関への連携の仕方などに苦慮している様子が窺えた。次に一例を示す。

〈dさん〉・・・私のほうがわからなくなって、受け止め切れなくて…。私のほうが専門の方に相談したんですよね、そういうのもありました。このお母さんの相談があって、そのお母さんが別の人に相談してその人がまた私に相談して…。みたいな全部私のところにきたんですよね。

〈gさん〉・・・こっちの範囲と違う相談で…親からの相談でどこに相談すればいいかわからないよねって、こちらもうまく専門のほうにつなげられなくて、相談所のほうにもいったけどそれで親の気持ちも子どもの気持ちを解決できなかったなって悩んだことはありましたね。…一応話は聞いたけどここで受け止められる範囲ではなくてうまく専門のほうにつなげられたかなって…。

また、課題の2点目として「関係機関との連携強化」の必要性も挙げられた。現在において、センターの担当者は各保健センターで実施されている健康診査への参加や各会議への参加を通して、関係機関との連携を図っているところである。しかし、未だその連携は十分でない点もある。次に一例を示す。

〈bさん〉今はできてないんですけど、保育園と小学校との連携とかはできてるんですけど支援センターがその中に入っていないんですよ。活動としては支援センターはかやの外になっている。校区の会議に支援センターもいれてもらったりとか会議にいれてもらったりしたらいいと思う。一度老人会にはいっていきいきサロンとのつながりもあっただんですけど、会長も代わるから消えていくんですよ…。

〈hさん〉・・・〇〇市は連携ができていないんですよ、各保育園がセンターをやっているって状況なので、ちょっと遅れております…。月1回子育て支援という名前でされているところもあるし、ばらばらです〇〇市は。

上記のように、地域によっては未だセンター同士の連携も遅れているところも見られた。また、連携ができていない地域であっても、センターとして継続的に各機関とつながり続けていくことの困難さが窺えた。

4-5. まとめ

本調査では、支援センター職員を対象としたインタビューを行い、業務に必要とされる知識や資質とはどのようなものかを検討した。その結果、①保育の専門的知識・技術、②的確にニーズを把握する技術、③的確な専門的知識とその情報提供を行う技術、④的確な関係機関の専門的知識と連携していく技術の必要性、

また業務を行っていく上で①援助技術向上の必要性和②関係機関との連携強化の必要性が示唆された。次にこれらの結果を踏まえて考察を行っていく。

保育を基礎としたソーシャルワークに関する専門性充実の必要性

今回の結果4-4-1において明らかになったように、センター担当者はひろばの中で利用者である保護者や子どもに対応しながら、利用者のニーズの把握、情報提供、関係機関と連携を行っていた。ここで見られたニーズの把握や情報提供、関係機関との連携といった内容はソーシャルワークの知識・技術であり、センター担当者はまさにソーシャルワークの技法を使用した支援を実施している状況にあるといえる。さらに、インタビューでも見られたが、これらのソーシャルワークの技法を使用するひろばにおける利用者の対応には保育に関する知識や技術といったものが必要とされている。つまり、センターにおける利用者支援には保育の知識をベースとしたソーシャルワークの技術が必要とされていると考えられよう。先行研究においてもセンター型の機能としてソーシャルワークが指摘されているところである¹⁰⁾。しかし、結果4-4-2でもみられたように、その技術や知識については未だ十分ではない状況にある。今回のインタビューにおいてもソーシャルワークの必要の有無について尋ねたところ、その必要性を明言した担当者はみられなかった。そして、これはこれまでのセンター職員を対象にしたアンケート調査と同様の結果となっている¹¹⁾。

センターの職員が子育て支援コーディネーターとしての役割を果たしている地域が多くあることから考えても、保育に関する知識と同様にソーシャルワーク技術の知識、技術向上のための研修や体制づくりを改めて見直していくことが求められているといえよう。

5. 保育ソーシャルワークから見た「子育て支援コーディネーター」論

先述の「子ども・子育て関連3法」は、その基本的な考え方として、①認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）、②認定こども園、幼稚園、

保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設，③地域の子ども・子育て支援の充実（地域子育て支援拠点事業など），の3つを掲げている。うち，③にあつては，「利用者支援」をキーワードに，地域子ども・子育て支援事業の推進が図られようとしている。そうしたなかにあつて，総合的な子育て支援の充実に向けて，地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用者支援の充実が課題となっている。

ところで，保育所・認定こども園等保育施設にあつては，近年，それぞれの特性を生かしながら，保護者に対する保育に関する指導（保育指導）や子育て等に関する相談・助言，情報提供，関係機関・専門機関・関係者（以下，関係機関）との連携等におけるソーシャルワーク機能を発揮していくことが求められている。うち，関係機関との連携について，保育ソーシャルワークの視点から，これまで保育施設・保育者には明確に意識されてこなかった間接援助技術としてのコミュニティ・ワーク（地域援助技術）やソーシャル・ウェルフェア・アドミニストレーション（社会福祉運営管理）などに関する知識・技術（能）が一定有用であることが指摘されている¹²⁾。いうなれば，それらは，保育ソーシャルワークとしてのコーディネート（関係調整）機能やマネジメント（運営管理，条件整備）機能ということになるが，近年，保育・子育て支援に関する社会資源が連携し，協働して子育てすることができる地域子育てネットワークの構築が求められ，進められつつあるなかで，これらの機能に則して，保育所・児童家庭支援センター等地域子育て支援拠点施設及び子育て支援コーディネーターのあり方が抜本的に問い直される必要がある，といえよう。

以下では，保育ソーシャルワークとしての地域子育て支援とはいかなるものであるか，また，保育ソーシャルワーカーから見た「子育て支援コーディネーター」像とはどのようなべきかについて，その資格と制度構想を中心に考察しておきたい。

5-1. 保育ソーシャルワークとしての地域子育て支援

現在の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化が進行や子育て経験のある祖父祖母と同居する親が少なくなっていることで、子育ての協力や助言を受けながら、子育て力を高めることが難しくなっている。また、地域とのつながりの希薄化など、親族、近隣の協力が得られにくくなり、子育て中の親の孤立感、不安感、負担感が大きくなっている背景が指摘されている。そこでは、子育て中の親の仕事と子育ての両立に関わる保育関連サービスを充実させることはもちろんだが、あわせてすべての子育て家庭を支援していくといった視点も重要である。つまり、子育て中の親の孤立感、不安感、負担感を取り除くこと、子育ての楽しさを実感させる社会の仕組み作りが必要となっている¹³⁾。

そこで、本節ではまず、地域子育て支援の主体と期待される子育て支援コーディネーターによる保育ソーシャルワーク機能を用いた支援の必要性について述べたい。

子育て支援コーディネーターの役割の1つとして、地域のさまざまな機関の子育て資源を掘り起こし、連携し適材適所で子育て支援に取り組むことが必要である。そのためには、地域の子育て環境を把握し、地域の子どもや子育て中の親の視点から支援のあり方を検討するといった資質と力量が求められる。すなわち、子育て家庭のニーズを適切に把握し、ニーズに沿った支援を行うことが重要となる。つまり、子育て支援コーディネーターには、地域の子育て資源や関連機関に精通し、子育て家庭のニーズと地域に存在する資源や関連機関とをつなぐ役割（ネットワーク構築やコーディネート機能）が期待されている。また、現在の子育て家庭では、子育てに関する問題だけでなく、保護者の生活問題から派生した、子育て問題も散見されることから、ソーシャルワークの知識や技術を用いた支援の必要性が理解できよう。

ソーシャルワークの実践として、子どもや子育て中の親への個別的な支援技法がある。実践においては、ケースワークからグループワーク、そしてコミュニティーワークへと展開していくような、継続した支援が重要となる。たとえば、

個別支援においてはケースマネジメント（ソーシャルワーク技法の1つであるケースワーク技法と言って良いかもしれない）の機能を用いた支援システムを構築することが有益であり、インテーク面接、アセスメント（評価）、そしてプランニング（支援計画）、支援計画に基づいた支援の実際、支援結果の評価であるモニタリング、終結というようなプロセスをたどることで問題解決を図るといった支援過程（プロセス）を構築することである。さらに、個別支援で見いだされた課題を継続して、集団や地域での援助技術（活動）につなげることで継続した支援体制を構築することができる。

すなわち、子育て支援コーディネーターの役割として、子育て支援を必要とする人々への情報提供、ケースマネジメント、支援を必要とする人とサービス提供機関とのコーディネート機能など多彩で高度な専門性が求められている。つまり、子育て支援コーディネーターには保育の専門性だけでなく、「子ども家庭福祉専門職」としてソーシャルワークの専門知識と技術を有することが求められるといえるのではないだろうか。

5-2. 保育ソーシャルワーカーから見た「子育て支援コーディネーター」—あるべき資格と制度構想を中心に

次に、子育て支援コーディネーターの役割として考えられるのが、①家庭への支援が重要な視点となる、②利用者のニーズに沿ったサービス、情報提供、利用者の自己選択・自己決定を尊重した支援、③家庭の子育て問題だけでなく、保護者の生活問題などへの対応、④問題を抱える家庭が適切にニーズを表明できる環境整備、⑤支援の実際ではソーシャルワークの原理・原則を踏まえた支援など、である¹⁴⁾。このような役割を担う子育て支援コーディネーターのあるべき資格制度とはいかなるものであろうか以下に述べることにする。

まず、ここでは子育て支援コーディネーターの資格認定制度と制度構想の概略について考察する。子育て支援コーディネーターの役割は上述したように、専門的な知識と技術を持って子育て家庭の問題や課題に寄り添い支援していくことで

ある。そこで、資格認定制度を考える場合、専門分野は社会福祉、保育、教育、医療と多岐にわたるであろう。資格認定制度の姿としては、保育ソーシャルワーカーの資格制度でも提案しているように¹⁵⁾、①各分野（社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、保健師など）の基礎資格・免許を有する者、②保育、教育、福祉・医療系の大学院教育を受けた者などが「子育て支援コーディネーター養成研修（仮称）（以下、養成研修と略）」を受講し認定を受けるといった過程をたどることが必要であろう。

仮説の域を出ないが、たとえば、上述した①基礎資格・免許を有する者で資格・免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者、あるいは、②保育、教育、福祉・医療系の大学院教育を修了した者が、養成研修を修了（30時間・3日×2回）し、「子育て支援コーディネーター資格認定試験」を受験し合格基準をクリアした者に対して資格が認定される等である。また、フォローアップ研修の実施により、子育て支援コーディネーターの資質と専門性の向上を図るとともに、子育て支援コーディネーターを支援する仕組みを構築することが重要となる。これにより、一定の専門性を有することが担保され、より専門性の高い子育て支援につながるのではないだろうか。

養成研修の内容を考える場合、次のようなことがいえる。これまで子育て支援コーディネーターとして業務にあたる者が保持している資格をみた場合、保育士が最も多く、次いで幼稚園教諭、小学校教諭である。保育士資格は半数以上、幼稚園教諭免許は3分の1以上の者が資格・免許を有していた。一方、社会福祉士資格は3%の者しか保持していない¹⁶⁾。以上の結果をみても、子育て支援コーディネーターの機能と役割が、情報提供、ケースマネジメント、コーディネートなど多彩で高度な専門性が求められているとするならば、やはり社会福祉に関する専門知識（ソーシャルワークに関する科目）は必要不可欠である。すなわち、養成講座の内容は、社会福祉の専門知識、ソーシャルワークの原理・原則からその技法に関する講習を重点的に取り入れるなどの現状に合わせた講習内容が必要になると考えることができる。

3. の熊本県における子育て支援コーディネーター養成講座でも指摘しているが、講座内容が子育て支援の現場を訪問するという実習方式へと転換されてきている状況から考えると、表面的な実地、見学実習となることで、資格取得は容易(受講者は増えるが専門性には疑問が残る)になるが、その専門性について担保されているとはいいがたい。子育て支援コーディネーターの役割を明確にし、その職務を遂行するに際しての知識、技能などの重要項目を提示し、子育て支援コーディネーターの専門性を明示していくことも必要である。また、子育て支援にソーシャルワークがどのように機能するのか、より受講者にわかりやすく、馴染みやすい、そして子育て支援の現場に親和性のある実践事例などを通じた講習内容を提供することも必要であろう。すなわち、子育て支援コーディネーターの制度構想の段階から、制度が目指す子育て支援コーディネーターの姿や地域の子育て家庭の問題や課題を明確化、共有化し、子育て支援コーディネーターの果たす役割、専門性を具体的に示していくことが重要である。

6. おわりに

最後に、本研究をめぐる課題を4点指摘しておきたい。

第1点は、保育ソーシャルワークの視点から、子育て支援コーディネーターの役割・機能を見直していくということである。この点についてはすでに、平田が鋭く指摘しているように、「実際には未だ子育て支援総合コーディネーターが機能しているとは言い難い現状」¹⁷⁾にあるが、その最大の理由として、「子育て支援総合コーディネーター事業創設当初の目的は、子ども家庭福祉分野におけるケースマネジメントの機能を果たすものであった。しかしながら、ケースマネジメントに関する援助技術を持った専門職の必要性が見失われ、ケースマネジメントの機能の重要性も曖昧になっていった」¹⁸⁾ことにあった。かかる意味あいでは、市町村における子育て支援総合コーディネーターの充実が課題として提起されている今日、同事業創設に構想された子ども家庭福祉分野におけるケースマネジメント機能をいかに再定位するかということが大切である。

第2点は、子育て支援コーディネーターにおける保育ソーシャルワーク能力の向上を図っていくということである。ここでいう「保育ソーシャルワーク能力」とは、保育ソーシャルワーク実践を遂行するに必要な不可欠な諸能力、すなわち、子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践・保護者支援・子育て支援に係る保育及びソーシャルワークの知識と技術・技能の総体をさしているが、第1点との関係でいえば、ケースマネジメント（または、ケアマネジメント）¹⁹⁾ 機能を支える能力が基底的・中核的なものとなってくるであろう。なかでも、子育て家庭と地域の子育て資源を結びつけたり、市町村及び地域の関係機関との連絡調整を行ったりするなど、1人1人の子ども・保護者の支援ニーズに丁寧に即しながら、マクロレベルにおけるソーシャルワーク実践を展開していけるだけの専門的力量を修得していくことが求められる。

第3点は、当面の課題として、子育て支援コーディネーターの養成・研修の充実を図っていくということである。これまでの先行研究が明らかにしているように、事業当初に期待されていた子育て総合支援コーディネーター像と、その後実際に展開された各自自治体の施策（特に人材の資格要件や配置状況）との間にはかなりの齟齬が生じている。また、本発表の基礎データとなっている熊本県における子育て支援総合コーディネーター養成講座・研修の実態調査及関係者へのインタビュー調査からも、事業当初のイメージとかけ離れた内容が中心となり、関係者の取り組みや意識においても、関係機関との連携やケースマネジメント機能を用いた個別支援がかなり困難となっている状況が明らかとなっている。こうしたことから、短期的な課題として、子育て支援コーディネーターの養成・研修の充実、特に、保育ソーシャルワークに関する内容を中心としたものを整備していくことが望ましい。

そして、第4点は、中・長期的な課題として、「保育ソーシャルワーカー」養成制度を構想するということである。それは、子ども・子育て支援を専門的かつ中核的に担うことのできる資質・力量を持った専門職を養成するということである。具体的には、保育とソーシャルワークの専門性を持つ高い専門職、あるいは

子ども・保護者の育ちとライフコース全般を視野に入れ、子ども・家庭・地域をホリスティックに支援することをマネジメントする専門職という視点から制度設計していくことが大切である。その構想自体は多様なものがあるだろうが、すでに述べたように、主たる姿として、①各分野（社会福祉士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状など）の基礎資格を有すること、②保育、教育、社会福祉系の大学院教育を受けた者などが子育て支援コーディネーター養成研修（仮称）を受講し認定を受けることが必要ではないだろうか。本稿で提示した仮説をベースにしたより詳細な検討は、今後の課題としたい。

執筆担当

- 1, 5, 6 …………… 伊藤 良高
2 …………… 桐原 誠, 宮崎由紀子
3, 4 …………… 香崎智郁代
5-1, 5-2 …… 永野 典詞

注

- 1) 内閣府「子ども・子育て新システムについて（説明資料）」2012年4月。
- 2) 例えば、芝野松次郎他「ソーシャルワークとしての『子育て支援総合コーディネート』実践モデルの開発的研究」(平成22年度報告書), 2011年: 平田祐子「子育て支援総合コーディネート事業の変遷—子ども家庭福祉分野のケースマネジメントとしての必要性—」『Human Welfare』第4巻第1号, 2012年, などが挙げられる。しかしながら, 上記はいずれも, ソーシャルワークの視点からのものであり, 保育, 教育からの視点からの検討が十分であるとはいえない。
- 3) 伊藤良高・永野典詞・中谷彪編『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房, 2011年参照。保育ソーシャルワークを保育, 教育, 社会福祉の視点からトータルに検討した同書において, 「保育ソーシャルワーク」とは, 「子どもと保護者の幸福のトータルな実現に向けて, そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするものである」(13頁)と定義づけられている。ここでは, ソーシャルワーク論の保育への単なる適用ではなく, 保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論, 実践として考究していくことの必要性・重要性を提起している点が特徴的で

ある。これを具体化・精緻化したものとして、伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞・三好明夫・宮崎由紀子「保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」『熊本学園大学論集・総合科学』第19巻第1号、2012年、などがある。併せて参照されたい。

- 4) 平田前掲論文参照。
- 5) <http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/284929> 「平成15年度『県子育て支援コーディネーター養成講座』」2012年7月参照。
- 6) 熊本県における養成講座を主催していた「熊本県地域子育て支援センター連絡協議会（子育てネット）」の事業担当者へのインタビュー（2012年8月）を基にした。
- 7) 講義内容として、「子育て支援の必要性・社会的背景」、「虐待問題～子ども・子育て支援の立場から考える」、「ワークショップ 子育て支援はどうあるべきか」など、子育て支援に関するものが多くみられた。
- 8) 平田前掲論文、65頁。
- 9) 厚生労働省「社会保障審議会第16回少子化対策特別部会議事録」資料参照、2008年。
- 10) 中谷奈津子・橋本真紀・越智紀子他「地域子育て支援拠点事業専任保育士の業務内容の定量的分析—保育所併設型地域子育て支援センター観察調査の試みから」『子ども家庭福祉学研究』第10巻、2011年参照。
- 11) 香崎智郁代「話題提供2 アンケートからみた地域子育て支援センター職員の保育ソーシャルワークに関する意識」（伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞・三好明夫・宮崎由紀子「保育ソーシャルワークの現段階と展望—保育現場に親和性のある理論と実践モデルについて考える—」）『日本乳幼児教育学会第21回大会発表資料』2011年12月。
- 12) 伊藤良高「保育ソーシャルワークと関係機関との連携」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編前掲書、47頁参照。
- 13) 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dl/kosodate_sien.pdf
- 14) 厚生労働省「子育て支援総合コーディネーターを考えるプロジェクト『子育て支援総合コーディネーター（仮称）』に望むこと」『第17回社会保障審議会少子化対策特別部会資料』2008年11月。
- 15) 永野典詞「保育ソーシャルワーカーの可能性」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編前掲書、106頁—112頁。
- 16) 平田前掲論文、55頁—68頁。
- 17) 同上、55頁。
- 18) 同上、65頁。
- 19) 伊藤良高・若宮邦彦・桐原誠・宮崎由紀子「保育ソーシャルワークのパラダイム—ケアマネジメント概念を手がかりに—」日本乳幼児教育学会編『乳幼児教育学研究』第17号、2008年参照。